

# かみすハートフルプラン

～ 第2次神栖市男女共同参画計画 ～

概要版



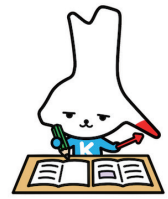
(イラスト：かわしま えみ)

令和5年3月改訂

神 栖 市

## 神栖市男女共同参画計画（かみすハートフルプラン）とは？

市民一人ひとりが自分らしく生き、男女が互いに尊重しあい、あらゆる分野において積極的にまちづくりに参画できる「男女共同参画社会」の実現に向けて、市民・事業者・市民団体・行政等が連携し、総合的かつ計画的に進めるための指針となるものです。



### 策定の背景

男女が共に家庭や職場、地域社会等の様々な分野において活躍できる環境を整えるため、近年、様々な法や制度の整備が図られてきています。しかしながら、現状としては、固定的性別役割分担意識の解消までに至っていない中、女性の職業生活や地域社会への参画、男性の家事における役割等の実態において、未だ様々な課題が存在しています。



また、新型コロナウイルス感染症の対応をする中において、内閣府の調査によると、非正規雇用が多い女性の雇用環境が悪化するとともに、在宅勤務の増加等によるDV被害の深刻化や女性の家庭生活における負担が増大するなど、ぜい弱な生活基盤や固定的性別役割分担意識による女性の負担等、男女共同参画に関わる課題が顕在化したとされています。

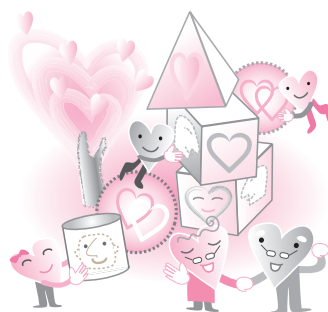
さらに、今後急速に進行することが予測される人口減少、少子高齢化に備え、持続可能な社会の形成が重要であり、男女共同参画に関する取り組みの充実がより一層求められているところであります。

### 計画期間と進行管理

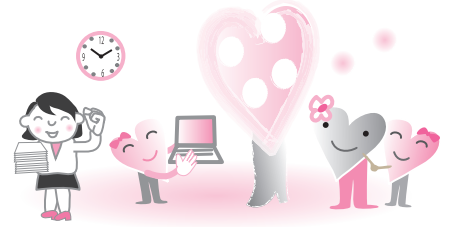
本計画は、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間としていますが、国や県の動きや社会情勢の変化にあった計画とするため、計画期間の前半が終了する令和4年度に見直しを行い、後期基本計画を策定します。

計画終了前には、施策の進捗状況を確認して新たな計画の策定を行います。

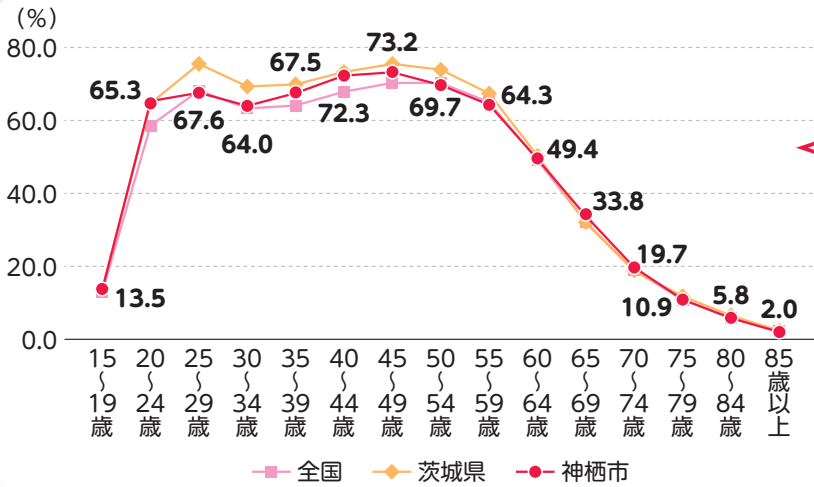
なお、本計画に記載している、取り組み内容の具体的な進め方については、前期5年、後期5年を期間とする「実施計画」を策定し、取り組みを行う関係課等から、毎年、実施状況を報告してもらい、「実施状況報告書」としてまとめ、進捗を管理していくこととします。



# 神栖市の現状



## ●●女性の就業率

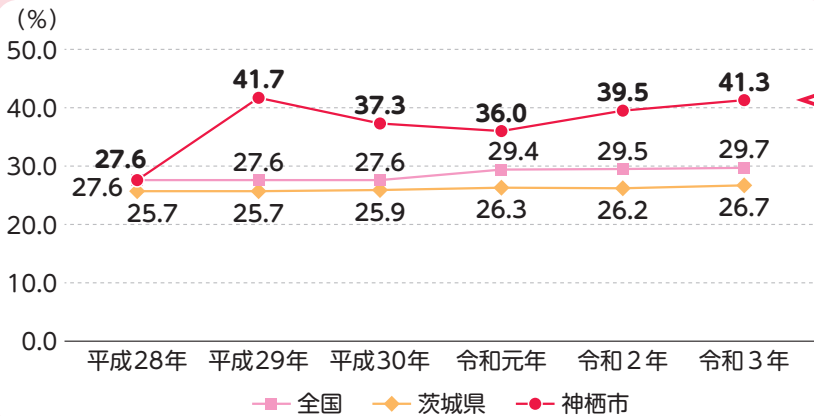


女性の就業率は県と比較すると、25-29歳と30-34歳で就業率が低く、全国平均と同等になっています。



資料：国勢調査（令和2年）

## ●●審議会における女性の登用率



審議会における女性の登用率は、国や県よりも高い水準で推移しており、引き続き政策等の立案・決定の場における女性の参画を維持・推進していくことが大切です。



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和3年度）

## ●●男女の地位の平等意識

### 男性の方が優遇

家庭生活（家事・育児・介護など）	68.0%
職場（採用・処遇・労働改善など）	70.9%
社会通念・慣習・しきたりなど	68.8%
政治や行政（政策方針の決定）	63.3%
社会全体	74.1%

## ●●「男は仕事、女は家庭」という考え方

### 同感する

全体	25.9%
男性	34.3%
女性	20.9%



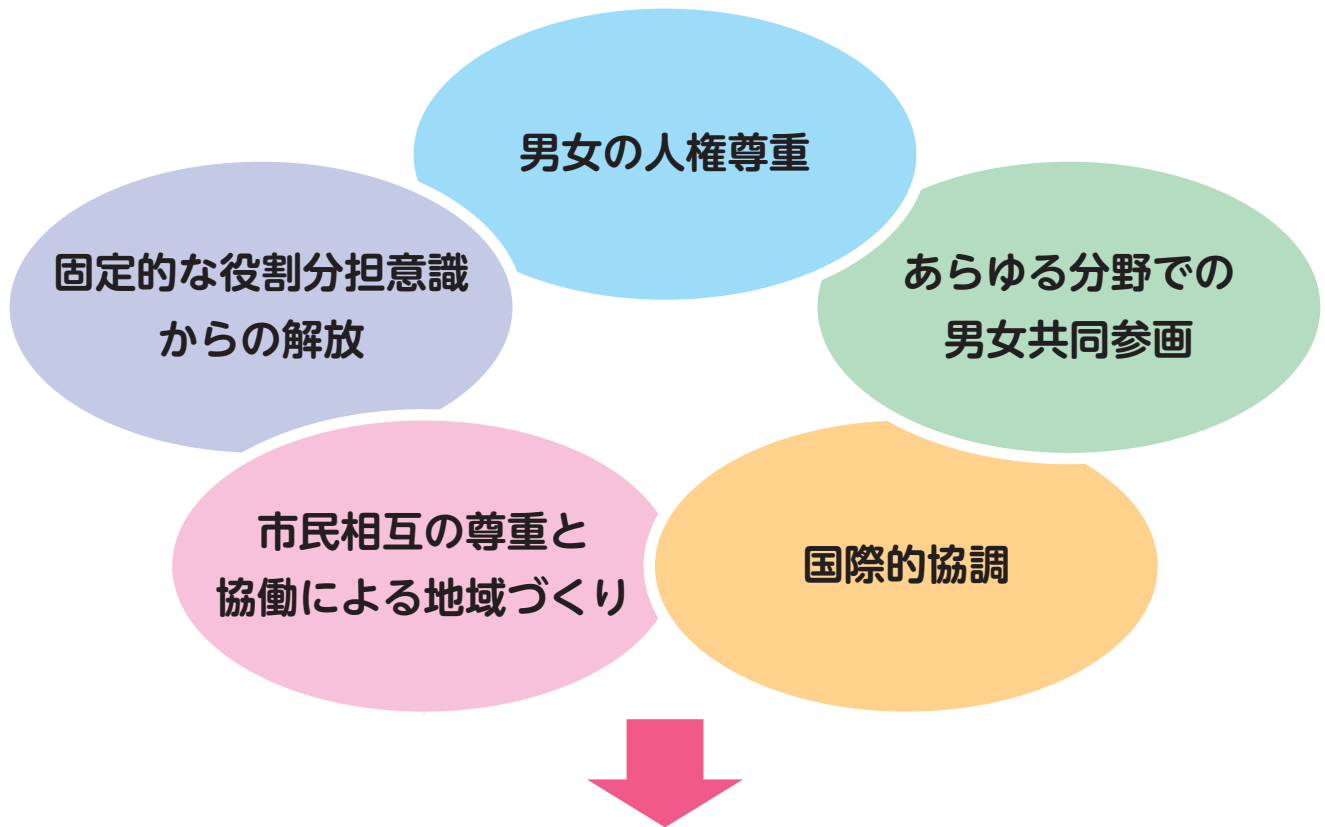
資料：アンケート調査（令和3年度）

家庭や職場など、あらゆる面において「男性の方が優遇されている」と感じる割合が多くなっています。また、「男は仕事、女は家庭」という考え方については『同感する』が男性で多くなっていることから、性別に基づく役割分担意識の解消に向けて取り組む必要があります。



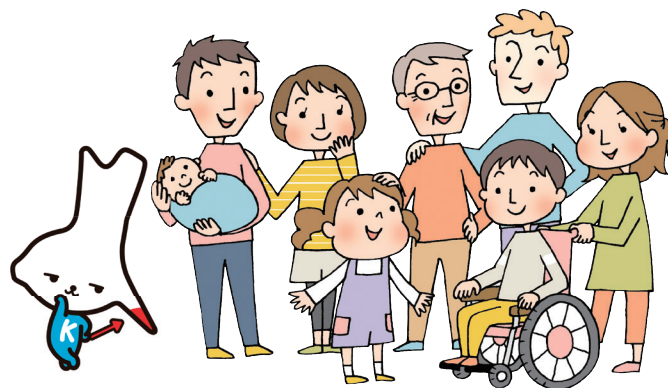
## 基本理念

神栖市男女共同参画推進条例第3条に基づき、「男女の人権尊重」「固定的な役割分担意識からの解放」「あらゆる分野での男女共同参画」「市民相互の尊重と協働による地域づくり」「国際的協調」の5つの事項を推進するとともに、「ひとにやさしくできるまち・かみす」を目指します。



## 基本理念

ひとにやさしくできるまち・かみす

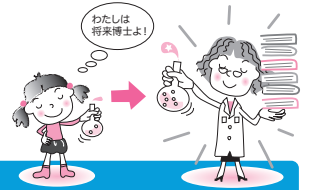


# 基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する意識と環境づくり



男女共同参画社会を実現するためには、家庭や地域、学校などあらゆる場面において男女平等や男女共同参画についての意識啓発を推進し、市民の意識の醸成を図ることが重要です。

また、多様な性のあり方について認識を高める教育や普及啓発を進め、男女平等の視点に立った教育を推進するとともに、性別により進路や職業の選択肢を制限されることのないよう、情報提供や意識啓発に取り組みます。

さらに、あらゆる場面で男女の考えが平等に反映されるよう、リーダーシップを発揮する場に占める女性を増やすことや、政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。



## 重点課題1 男女の平等を目指した意識づくりの推進

施策の目標	施策の目標と施策
(1) 男女の視点に立った考え方の普及	<ul style="list-style-type: none"><li>●男女共同の意識を普及・啓発し、性別による役割の分担意識やジェンダー・ギャップ※を解消する。</li></ul> <p>施策① 男女共同参画を進める意識の普及 施策② 女性の理工系分野への関心・理解の促進</p> 
(2) 男女平等の視点に立った教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>●家庭教育学級や講座等の教育環境を整備し、子どもの頃から男女共同参画に対する正しい理解を促進する。</li></ul> <p>施策① 男女平等の視点に立った家庭教育の整備</p>
(3) 男女平等の視点に立った国際社会への対応、理解促進	<ul style="list-style-type: none"><li>●外国にルーツを持つ市民も暮らしやすい多文化共生社会を実現し、多様な価値観を認め合う社会を目指す。</li></ul> <p>施策① 多文化共生に向けた支援の充実</p> 

※ジェンダー・ギャップ：男女間における違いで生じる格差のこと。

## 重点課題2 政策・方針決定過程への女性参画の促進



施策の目標	施策の目標と施策
(1) 市政等の立案・決定への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"><li>●男女共同人材バンク等を活用した女性委員の登用や、職員のスキルアップを支援し、様々な方針決定過程の場において女性参画を推進する。</li></ul> <p>施策① 審議会等への女性の積極的登用 施策② 職員への研修機会の充実と職域拡大</p>

## 重点課題3 男女共同参画を推進する体制の充実

施策の目標	施策の目標と施策
(1) 取り組みを推進する体制の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>●男女共同参画審議会や相談体制を充実し、男女共同参画の視点で適切に支援できる体制を整備する。</li></ul> <p>施策① 男女共同参画を推進する組織の運営 施策② 男女共同参画に関する支援体制の充実</p>

## 基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

性別によって制限されることがないように、本人の意思が尊重され、職場・家庭・地域で男女がともに活躍できる社会をつくるため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、男性も家庭に積極的に参画するための基盤整備や情報の周知を進めるとともに、子育て支援や介護支援の充実を図ります。



### 重点課題1 ワーク・ライフ・バランスが実現できる働き方の促進

#### 施策の目標

(1) 働きやすい職場づくりと均等な雇用機会と待遇の確保

#### 施策の目標と施策

- ワーク・ライフ・バランスや育児休業・介護休業等の促進や多様な働き方を促進し、働きやすい職場環境づくりを支援する。
- 施策① 職場での男女共同参画を促進する情報提供、意識啓発
- 施策② 農林水産業における男女共同参画の推進



### 重点課題2 家庭や地域における男女共同参画の促進

#### 施策の目標

(1) 保育や子育ての支援

#### 施策の目標と施策

- 子育て中の男女が安心して仕事や家庭生活等に参加できるよう、保育・教育環境の整備や子育て支援の充実を図る。
- 施策① 多様なニーズに対応した保育・子育て支援サービスの充実
- 施策② 子育てに関する相談支援体制の整備、充実
- 施策③ 子育てに関する情報・学習機会の提供
- 施策④ ひとり親家庭への支援



(2) 介護の支援

- 住み慣れた地域で安心して生活できるよう、男女共同参画の視点を踏まえたサービスの提供体制を整備する。
- 施策① 高齢者の介護の支援
- 施策② 障がい者の介護の支援

(3) 地域社会活動への参加促進

- 市内で活動する地域活動団体に向けた支援を行い、地域活動における女性の参画を推進する。
- 施策① さまざまな地域社会活動への参加促進
- 施策② 各種団体の活動における支援
- 施策③ シニア世代の社会参加活動の促進



### 重点課題3 活躍するための意識・能力向上とチャレンジの支援

#### 施策の目標

(1) キャリア形成、職業能力向上の支援

#### 施策の目標と施策

- 性別に関わらず、個性が発揮できる働き方が選択できるよう支援する。
- 施策① 就業に必要な技術習得や能力向上の支援
- 施策② 起業を促す情報提供や支援
- 施策③ キャリア形成に向けた教育や支援

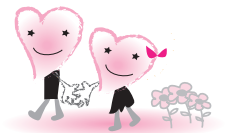
## 基本目標Ⅲ 男女がともに安心して生活できる環境づくり

男女共同参画社会を推進していくためには、身体的・精神的な安心・安全が必要不可欠です。特に男女間の暴力の根絶は引き続き課題であるとともに、近年ではコロナ禍において外出自粛等による在宅時間の増加や精神的ストレスを起因とした配偶者暴力の増加が顕在化しています。

あらゆる暴力の根絶に向けた意識づくりに加え、被害を受けた方の相談や心身の安全確保に向けて、相談体制の整備に取り組んでいく必要があります。

また、だれもが働きやすい職場環境づくりを推進するため、セクハラやパワハラ等あらゆるハラスメント防止に向けた意識啓発を行います。

さらに、災害時の備えとして、避難所における様々なニーズに対応するため、男女双方の視点を取り入れた安全・安心の確保が重要となります。関係課と連携しながら、日頃から災害時における男女共同参画の視点を意識して備えを進めるなど、地域の中での協力体制を築いていきます。



### 重点課題1 男女間の暴力の根絶

施策の目標	施策の目標と施策
(1) 暴力を根絶するための意識啓発	●家庭や職場等に向けた情報提供や意識啓発を行い、あらゆる暴力や人権侵害を防止する。 <b>施策①</b> DVやハラスメント等の防止に向けた情報提供、啓発
(2) 暴力の被害をなくすための体制の整備、充実	●相談体制や関係機関との連携体制を強化し、DV等による被害者を支援する。 <b>施策①</b> 被害者のための相談体制の充実

### 重点課題2 妊産婦の健康の保持・増進の支援

施策の目標	施策の目標と施策
(1) 妊娠、出産等に関する健康支援	●妊娠から出産にいたるまで、安心して子どもを産み、育てることができるよう支援する。 <b>施策①</b> 妊産婦を対象とした健康支援



### 重点課題3 男女共同参画の視点に立った防災の推進

施策の目標	施策の目標と施策
(1) 男女共同参画による防災活動の促進	●災害時においても、誰もが安心して生活できるよう、男女共同参画の視点を持った防災活動や避難所運営を支援する。 <b>施策①</b> 防災活動に対する男女双方の参画促進 <b>施策②</b> 誰もが安心できる避難所運営

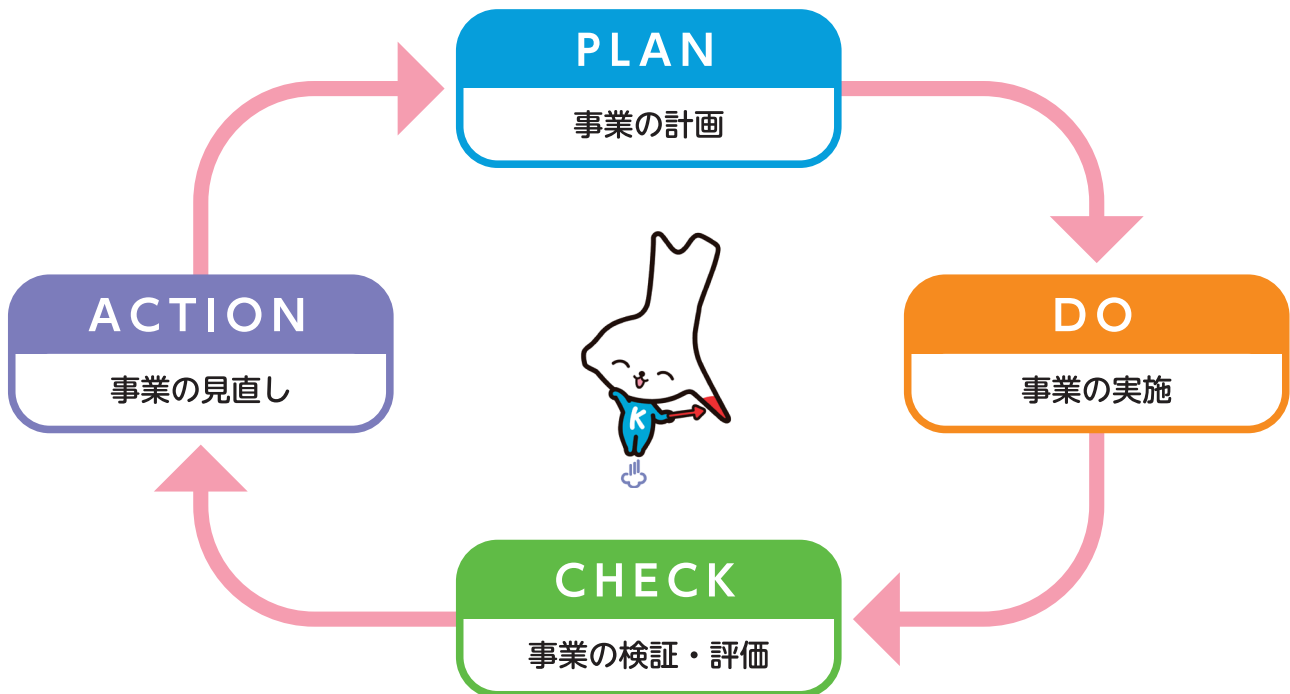


## 進行管理

本計画の施策の実施状況を把握するため、庁内の各課が実施する男女共同参画における関連事業について毎年調査を行います。

また、本計画を着実に推進するため、実施状況の把握を踏まえ、施策の検証・評価を行います。結果については、「神栖市男女共同参画審議会」で報告するとともに、市ホームページ等で公開し、市民に対しても周知します。また、PDCAサイクルに基づき、検証・評価によって改善の必要性があると判断された施策については、「神栖市男女共同参画審議会」や事務局、庁内での検討により見直しを行います。

### ●●進行管理のイメージ図



### かみすハートフルプラン ～ 第2次神栖市男女共同参画計画 ～ 【概要版】

令和5年3月改訂

発行◆神栖市 市民協働課  
〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991-5  
TEL : 0299-90-1178 FAX : 0299-95-9920

